

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 開催日時 平成24年4月20日(金)  
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室(本館3階)
- 3 出席者 山口地方裁判所 所 長 竹 田 隆(司会)  
同 第3部総括判事 長 倉 哲 夫  
山口地方検察庁 検 事 水 野 雄 介  
山口県弁護士会 弁 護 士 田 中 礼 司  
裁判員経験者(1番)(50代 男性)  
裁判員経験者(2番)(60代 男性)  
裁判員経験者(3番)(50代 男性)  
裁判員経験者(4番)(70代 男性)  
裁判員経験者(5番)(20代 男性)  
裁判員経験者(6番)(60代 男性)  
裁判員経験者(7番)(50代 男性)

### 4 議事内容

司会者(竹田所長)

裁判員経験者の皆様方には、本日それぞれお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は山口地方裁判所所長の竹田と申します。一昨日に着任いたしましたして、本日御出席いただいた裁判員を経験された方々が実際に裁判員裁判に関わられた時点では、広島高等裁判所で刑事控訴審を担当しておりましたが、本日この意見交換会の司会を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。御承知のとおり、裁判員裁判が始まりましてから、その見直しが検討される3年を経過しようとしている時期でありまして、このような時期に、裁判官、検察官、弁護士も参加して、法曹三者からも適宜、裁判員を経験された方への疑問にもお答えできる形で裁判員を経験された方々から御意見を伺い、その意見を国民の方々にお伝

えすることは、今後裁判員裁判に参加される方々への不安感の解消、負担感の軽減にもつながることになり、大変有意義なことであると考えております。どうか率直な、忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。まず最初に、参加された裁判官、検察官、弁護士から、一言ずつ自己紹介をしていただきます。

法曹三者（長倉裁判官）

山口地方裁判所の刑事部の部長の長倉でございます。昨年の4月に山口地方裁判所に着任いたしまして、今回、裁判員裁判の経験者の方とは、全ての事件について一緒に裁判をさせていただきました。今日は、経験者の方から有意義な御意見を伺えるのではないかとということで期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

法曹三者（水野検察官）

山口地検の検事の水野でございます。私も同じく昨年の4月から山口で検事として仕事をしておりまして、昨年度この山口で行われた裁判員裁判につきましては、そのうちの2件を主任検事として公判を担当し、更にもう1件、主任検事ではありませんが、公判に出させていただきます。長倉部長と同じく、本日貴重な御意見を頂けるということで、楽しみに参りました。率直な御意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

法曹三者（田中弁護士）

山口県弁護士会の弁護士の田中です。私は、弁護士会の中では、裁判員制度対応本部の本部長をしております。弁護人として実際の裁判員裁判を担当したのは1件ですが、できるだけ時間のある限りは、ほかの事件の傍聴をしております関係上、今日は出席させていただきました。弁護人の活動がどんなふうに見えるのか、どういう点を改善したらもっとよくなるのかというところを是非教えていただきたくて出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。それでは、これから意見交換会を始めさせていただきますが、本日は、以下の6つのテーマ、そのうち1番目は、裁判員裁判に参加しての全体的な感想、印象、2番目は選任手続における感想、意見、3番目は審理における感想、意見、4番目は評議における感想、意見、5番目は判決言渡しにおける感想、意見、6番目は、これから裁判員となられる方へのメッセージについて、それぞれ御意見を伺わせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、テーマの1番目の裁判員裁判に参加しての全体的な感想、印象、とりわけ、裁判員の職務の重さ、特に人が人を裁くことについての精神的な負担感がどのようなものであったか。あわせて、可能であれば、裁判員を経験される前と後では、御自身のお気持ち、日常生活に何か変化があったか。変化があれば、どのような変化があったかをお伺いしたいと思います。恐縮ですが、1番の方から順次お願いしたいと思います。

裁判員経験者（1番）

自分は、去年の8月に裁判員の経験をさせていただいたんですけども、自分が担当した件は、もう被疑者が犯人と断定されてて、犯人かどうかという点は考慮なくて、その罪の重さといえますか、刑をどうするかということの判断をみんなで意見を交換して決めた件だったので、まず一番最初に、犯人かどうかの証拠を検証するという過程がなかったという点では少し気が楽だったというか、そういう点はあると思います。たしか5日間ぐらい、こちらに来させていただいたんですけども、当然初めての裁判員の経験だったんですけども、最初の1日目は、こういう形かなと思って、3日目ぐらいになると大分自分の意見の出し方も、黒板に、自分の意見を紙に書いて、昔フィッシュボーンというような、魚の骨みたいなやり方の感じで進められたんですけども、非常になじめて、意見がだんだん全員の、8人だっ

たかな，6人と補助が2人で8人だったと思いますけども，意見もかなり出て，負担というか，心の負担というのは，家に帰っても，さほど重くは感じなかったと思います。むしろ，そこに出るために5日間，まだ会社員で，自分は建築の現場の監督なんですけれども，現場を5日間あけるのに，ほかにも監督はいたんですけれども，その現場に応援を会社で手配していただいたり，朝行って2時間ぐらい業務して，こちらに来て，また3時間ぐらい夜残業して，また翌日来るような生活だったんですけれども，そういった忙しさという面と，昼間は考えを変えて，こちらで従事して過ごしたなど。殺人は殺人ということだったんですけれども，非常に同情に値するような事例だったので，ぐっと，後々ずっと心が痛むという件ではなかったというふうに思っております。

#### 裁判員経験者（2番）

私は，9月の第2週，1週間担当させていただきました。裁判所という，しかも裁判そのものの本番の現場に当事者として参加させていただくというのはもちろん生まれて初めてですし，非常に最初は厳粛な気持ちで，もちろん最後までその気持ちが続きましたけれど，大変いい経験をさせていただきました。私自身は，映画，テレビ等で，海外，イギリス，アメリカが主ですが，いわゆる陪審員制度という形で裁判が進められていくのに非常に興味を持っていたんですね。どうして素人の方々がこういう裁判に臨んで適切な判決にまで至るんだろうかという，これが非常に疑問だったんですけれども，今回その経験をさせていただいて，私にも分かりにくいところがいろいろありましたけれども，裁判長さん，それから判事の方々にいろいろ詳しく御説明いただき，非常によく理解することができて，本当によかったと思います。同じ立場で裁判員の方が数名いましたから，6プラス2で8名ですか，いましたから，自由な意見交換もすることができましたし，先ほど申し上げましたように，専門の裁判長さん，それから判事の方，3名の方の非常に懇切丁寧な説明を伺いまして，非常にきちんとした形で審理，そしてまた評議に参加しまし

たけれど、全体にわたって適切な経過を経て進められたと考えております。裁判員を経験しましてから、やはり毎日のように新聞にいろいろ事件が出てきます、また裁判の判決例も出てきますが、興味を持ってやっぱり拝見する、詳しく見たいという気持ちも非常に増しまして、一層理解が進みました。と同時に、やっぱり現代の日本の社会が抱える様々な問題というものに対しても関心が深く向けられる、しかもこういう状況でこういう場合にやはり犯罪につながっていくというようなことも、今回の経験を通して、非常に私自身としては、かなり深く考えられるようになったかと思えます。どうもありがとうございました。

#### 裁判員経験者（3番）

私も担当させていただいたのは2番の方と同じで、去年の9月の子が親を殴って死亡させたという事件だったんですけども、分かりやすさという観点からいいましたら、最初はやっぱりちょっと敷居が高かったんですけども、皆さんの対応というか、言葉遣いも含めて非常に分かりやすく、素人にも分かりやすいというイメージは持ちました。ペーパーも、事前整理何とかとかいうんですかね、分かりやすい感じでしたし、画面ですか、映し出される、ああいう映像、やっぱり人間、言葉だけじゃ分かりにくいですから、視覚で理解させるという、いろいろ聞いてた部分もありましたけども、工夫されてるという感じは受けましたですね。負担感ということからいいますと、これはやっぱり事件によってピンからキリまでだと思えます。私の事例で言いましたら、やったことは分かってるし、無罪がどうのこうのというようなレベルではないと思いましたが、あとは、いわゆる量刑をどれだけにするかということで、これは初めての経験ですからいろいろ悩みましたけども、実際、次のところにも出るんでしょうけども、やっぱり肉親の殺人ですから、非常に重たい。証人に立ったお母様が非常に重い刑を希望されましたんで、やっぱりその最後の一言ですね。仮にどのような刑を望まれますかと。間髪入れずに言われましたもんね。私は、やっぱりそれは非常に重かったですね。というようなことも含め

て、5日間でしたけども、負担感という意味では重かったなと。逆に言えば、いい経験をさしていただいたのかなということでは考えています。あと、経験して前後ということですけども、やっぱりいろいろ新聞とかテレビとかで裁判のことが出ると、どうしても今までよりは見るようにはなりましたですね。つい先日も、皆さんもたぶん見られたでしょうけども、木嶋被告の100日裁判とか、あれはあれとしてですけども。それとか、いろいろ出ますけども、あっ、そうなのかなと、自分のときは全然事件の内容が違うわけですけどね。特に死刑とかいうのはマスコミはやっぱり取り上げますから、どれだけ大変なんだろうなということでは、前には考えてなかったようなことも、私なりに考えるようになったのかなというようにところでございます。

司会者（竹田所長）

今3番の方がおっしゃったのは、裁判員裁判を経験されて、おっしゃった木嶋被告の事件ですが、どんな背景があるのかとか、事情があるのかということを考えるようになったというふうなことでしょうか。

裁判員経験者（3番）

あれは、しかし、ちょっと、かなり極端だと思うんでね。

司会者（竹田所長）

2番の方がおっしゃったのは、おおむねそのような趣旨でしょうか。

裁判員経験者（2番）

そうですね。そんなに詳しいところまでは、他の事件のことは考慮できないんですけれど。

#### 裁判員経験者（４番）

私を感じましたことは、裁判員制度というのが、どのような形でこういう制度が誕生したのか。また、裁判官の方々が１年間に１００人ちょっとぐらいしか誕生してないと。裁判官の方というのは大変なことをされるんで、普通、物事というのは感謝をされることが多いんですね、ありがとうございましたとか。それが裁判官の方たちにはないわけなんですね。壇上に上がって、左側に弁護士さん、中央に被告人、右側が検察官、そういう図形を初めてかいま見て、経験させていただきまして、なぜこのような我々素人が集まって、これに参加しなければいけないかと。絶対数が足りないんじゃないかと思えますね、裁判官の。それはなぜ足りないかという疑問に当たりますね。本来なれば、そのような専門の方がやられるべきが妥当だと思います。キャリアの方たちが、優秀な人材の方がやられる。これは本当、希望者が少ないんじゃないかと思えますね、裁判官になるという希望が。それはなぜかといえば、物事には必ず感謝、ありがとうございましたという感謝の気持ちを頂けるからこそ頑張るという気持ちが起こる。だけど、裁判官、裁判長の方は直接、事務方とか、そういった後方支援の方はありませんけど、普通対面してる人たちに対しては、医者であろうが、弁護士さんであろうが、物のけじめの後には、ありがとうございましたという感謝を頂く。それが生きがいではあると思えますね。だから、それをあえて、何ていいますかね、逆恨みというのがありますが、ジャッジした後でそういったこと、それを勇気を持って接しておられる姿を見ると、このような仕事でも頑張っておられるということは、私にとっては、それが原因で、やはり全国でたった百何名ぐらいしか裁判官が誕生してないという事実じゃないかと思えますね。だから、もっともっと、例えばテレビで拝見すると、裁判長、裁判官の方は映像に映ってますけど、裁判員の方は映像に映りません。これはやはり保護しようという案でそういうシステムになったんだと思えますけど、それをあえて映像に、マスコミに出られる裁判長、裁判官の方たちは大変なことだなと思えますね。だから、何らかの方法でもっと制度を見直して、やはりこれを、裁判員制度というのを

どうだというんではなしに，餅は餅屋といいますか，素人を集めて云々というよりも，その人たちをどんどんいい方向に育て上げて，専門職を生かされるのが妥当じゃないかと思いますね。

#### 裁判員経験者（５番）

私は１月の終わり頃の裁判に出たんですけど，まず初めにここに来て，三，四十人がいたと思うんですけど，その中から裁判員が選ばれたんですけど，まさかその日に裁判があるとは思ってなくて，選ばれないだろうなと思って来たんですけど，選ばれて。余り心の準備をしてなくて，裁判に出て，最初，俺で務まるんやろうかみたいな不安があったんですけど，なかなか話も難しくて，最初の初日か２日目ぐらいはなかなかうまく参加できなかつたんですけど，３日目になってなれてきて，自分の意見も言えるようになって。なかなかこういう経験はできないんで，後々，終わって考えてみればいい経験になったと思うんですけど，やっぱりもう少し事前の説明があってくれたら，もうちょっとうれしかったかなと思いました。１月だったんで雪が降ったんですけど，遠い人とかがいて，結構，泊まりだったり，通勤手段が大変だった人たちもいたみたいで，その辺ももう少しどうにかできないかなというのを思いました。裁判というのを余りニュースとかでは見ないんですけど，ドラマとか映画とかでは見てたんですけど，実際裁判に出ると，なかなか慣れなくて，何をメモしていいのやら，どの意見が適切な意見なのか，なかなか考えるのが難しくて，少し裁判中も戸惑いました。判決になったときも，僕はまだ２０代なんですけど，僕みたいな若い人たちが判決内容など，余り社会経験がないので，判決に意見するのとかはなかなか，どうかとは思うんですけど。選ばれる年齢も，やっぱり２０代前半だとなかなか，最近の若い人は分からないですけど，ニュースとかも余り見ないと思うんですよ。考え方も余りうまくできないと思うんですけどね。なので，年齢もやっぱり，２０代前半とかはなるべく裁判員になるのは避けたほうがいいんじゃないかなと僕は思いました。裁判が終わって，今までニュースとかは別に興味



がなかったんですけど、新聞は見ないですけど、携帯でちょくちょくニュースは見るようになったんで、その点、少し社会人として進歩したかなと思います。

#### 裁判員経験者（6番）

私は先月済んだばかりなんでございますけど、裁判員、参加というのか、今まで新聞とかいろいろで裁判員という言葉は見聞きはしとったんですけど、全くもって客観的にしか見てなくて、何だろうかなというような、別に興味もなかったんですけど、いざ宝くじが当たったような感じでずばずばといきまして、その日からいきなりということになりまして、ものすごく最初の初日は戸惑いまして、戸惑った以上に、検事さん、弁護士さんの冒頭陳述ですかね、これの言葉が難解で、それになれるのにちょっと時間を要したかなと。今まで聞きなれない言葉が多分に出ておりました、なかなか難しく、解釈がですね。大体の感じはつかめたんですけど、どうなのかというような、理解に少し時間を要したというところでございます。やってみて、いろんなことで、今までの事件とか世の中の動きとか、それこそ自分に余り関係ないようなことは、客観的にしか、ニュースとしてしか見てなかったんですけど、終わって、後、新聞なんかにはいろんな事件が出てるんですけど、その事件の被害者、加害者の背景はどうなったんだろうかというようなとこまで考え始めるようになったわけですけど、ものすごく自分自身の行動そのものにも、僅かなことでも自分の行動を襟を正して、これでええのかなという自問自答も更に思うようになってきたかと、自分がですね。最後になるんですけど、これからなられる裁判員の方にも、是非これを経験していただいて、世の中の、俗に悪と言われるところを襟を正すようにできればええかなと。ただ、これも悪いことをしたら警察につかまるぞじゃなくて、一般の我々がそういう経験をすることによって、いろんな観点があるということ、いろんなことに対して真剣に考えるようになったということは、地域でもそれなりの活動もできるんじゃないだろうか、未然に防ぐことができるんではなかろうかということを感じましたし、自分にとっては非常に有意義な期

間だったと思います。ただ、負担に関しては、僕はサービス業でございまして、土日が主な仕事でございまして、普通の日が休みなので、3月はぶっ通しの9日間だったんですけど、通算20日間くらいお休みなしというような日で、非常にきつい思いはしたけど、心地よいきつさというんですか、いろんな面で周りに、自分のことのような感じと言ったら大げさかも分かんけど、考えていくように自分になったような気がします。まだまだこれを続けていって、是非多くの方が経験されればされるほど地域のいろんなことに意見が出せるから、僕はこれは、裁判員制度というのは、もっともっと、形は変わるにしても、全員が、多くの目が地域に根づけていければええかなと思いましたが、その件に関しては感謝しております。ありがとうございました。

#### 裁判員経験者（7番）

私も裁判員裁判に参加しまして、一番率直な感想としましては、非常に緊張がありまして、ふだんも仕事はかなりストレスがかかって大変なんですけど、それ以上に、裁判というものに集中してしまうこともありまして、非常に疲れました。特に前半、月曜から金曜まで審理がありましたんですけど、土曜日は朝御飯を食べてからずっと寝てました。長倉判事が休んでリフレッシュしてくださいと言われたように、寝ることによって疲労というものは回復できました。特に精神的な疲労ですね、これはやはりかなり相当なものでありまして、非常に疲れたというのが私の感想でありました。しかし、そういう疲れたこと以上に、得られたことも多くありました。裁判というものは、テレビ等で一応見たりとか聞いたりとかしていても、やはり実際の裁判というものを経験することによって、我々市民といいますか、一般の人が思ってる刑の重さと、実際の裁判における刑の重さの開きというものがかなりあるんだなというふうなことを思いました。そういった裁判を通じて、日本の刑法といいますか、法律に皆さんが関心を持っていただけるということで、裁判員制度というのは非常にいい制度だと思います。ですから、私は、もしまた裁判員に選ばれる

ことがあるとしましたら，また裁判員をやってみたいなと思っています。ですので，今後，これは後にもありますけど，是非とも裁判員に国民，特に山口県ですから山口県の皆さんが参加していただくということは非常に大切なことだと思いますし，是非参加していただきたいと思います。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。田中弁護士あるいは水野検察官から，今お話しいただいた関係で質問されるようなことはありますか。

法曹三者（水野検察官）

審理の話が出ましたけども，後ほどございますので，そのときに。

司会者（竹田所長）

既に1番，5番の方にお話しいただきましたけれど，次の2番目の選任手続きにおける感想，御意見をお伺いしたいと思います。先ほどの御意見の中で5番の方が，選任の当日に審理に入ったんでしょうかね。

裁判員経験者（5番）

そうです。

司会者（竹田所長）

その関係で，お勤めの職場の関係の調整とかで御苦労があったということだったんでしょうか。

裁判員経験者（5番）

そうですね，多少はやっぱり。

司会者（竹田所長）

具体的なお仕事の内容などは結構ですけど、どのような御苦労があったか、可能な限りちょっと発言いただければ。

裁判員経験者（5番）

僕の仕事は何班かに分かれてるんですけど、その中に人数が決まってるんで、その日に休みの人がいたりして、僕が急きょ裁判員に選ばれたので僕が出れなくて、その人が代わりに、休みだったのに出たと。

司会者（竹田所長）

出るようにされたと。

裁判員経験者（5番）

はい。そういうのがあったりしましたね。

司会者（竹田所長）

具体的には、選任の期日と審理の期日とを、例えば翌日とかに間隔があったほうが、それでも調整が難しい場合があるでしょうけれど、ということですかね。

裁判員経験者（5番）

そうですね。やっぱりその日に始まるんじゃなくて、1日でも間があいたら、その分、上司にも連絡がつきやすいんで、1日でもあいて裁判が始まったらいいなどは思いました。

司会者（竹田所長）

先ほどのお話では，1番の方は調整がうまくできたようにもお伺いしましたが，いかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

選任された日は，説明が30分ぐらいあった程度だったので。

司会者（竹田所長）

審理は翌日ですか。

法曹三者（長倉裁判官）

いや，当日でした。

司会者（竹田所長）

お仕事の関係で，調整とかではどういうことをされて。

裁判員経験者（1番）

それは，例えば行く時間が2時間のつもりでも，何かあるといけないので有給で休みをとってましたから。それで，かわりの人を一応ずっと手配してたので。選ばれなかったら，また自分が戻ればいいことで。万が一を一応想定してほかの人を手配しておりましたので，問題はなかったです。ここを出るに当たって，一応長期休みになるので，社長にもいいでしょうかと，有給を出す前に事前に説明したら，国民の義務なので是非協力しなさいと言われたので，そういう面でもよかったと思います。

司会者（竹田所長）

今1番と5番の方にお伺いしましたが，ほかの方で，お勤めの方あるいは自

営で仕事をされてる方で、選任をされて仕事の調整に御苦労があったという方はいらっしゃると思いますでしょうか。

裁判員経験者（6番）

僕も、できたらそれは、先ほども5番の方が言われたように、選任された手続の即午後から公判というのはちょっときつい。せめて1日あけていただいて、明日から来てくださいというような形のほうが良かったです。僕はサービス業ですけど、僕の仕事からすれば、いろんな部下の段取りとか店の運営とかを、次の申し送りがうまくいったんですけど。ちょっと二、三日、店もてんやわんやしたようでございますから、その辺だけですね、1日ほどあけていただいたら助かるなと思います。

司会者（竹田所長）

私は実際に裁判員裁判を経験しておりませんが、審理日程の期間の関係と、それから選任手続の翌日にすれば1日余分になるという関係もあるかと思うんですけど、職務従事期間がですね。部長にコメントをお願いしましょうか。

法曹三者（長倉裁判官）

選任の日は選任だけして翌日というのも検討して、どちらがいいのかというのは、これから試行錯誤の中で私たちも考えていかなきゃいけないということで、今日は皆さんからも御意見を伺って参考にしたいと思います。確かに、裁判員期間中の休憩の時間に携帯電話でいろいろ職場の方とかと連絡をとりながらされてる姿も私は見ておりまして、そうすると、せめて翌日からというのも十分分かるんです。他方、今所長のほうからありましたように、そうすると1日また多く休みをとっていただかなければならないというようなところですね。その辺は私たちも非常に悩みつつ審理日程をしてるところですけど。1日増えるほうがまだいいというような意見ということで伺ってよろしいんでしょうかね。

#### 裁判員経験者（2番）

私の場合はちょうど定年後だったですからよかったですけど、恐らく現役で現場にいたら、一番いいのはやっぱり1週間前に決めていただいて、それから時間調整するというのが仕事の上の調整では一番いいと思いますね。やっぱり、その日慌てて帰って、調整して、明るくなる日からのというのも、非常に慌ただしいんじゃないかなという気はしますね。1週間前だと、選ばれても選ばれなくても、それから調整でいいかなという感じで、多少は皆さん余裕を持って。したがって、出てくる日数は増えますけれど、でも非常に選ばれた方の負担は、あるいは周りの方々への気遣いはそれだけ軽減される、うまく調整した上での参加という形になるかと思いますね。勝手な意見ですけど。

#### 裁判員経験者（7番）

私の職場では、勤務表というのは大体1か月ぐらい前に決まるので、できれば1か月前ぐらいがいいんですけども。私の場合は、選ばれると確信していたわけではないんですけど、一応選ばれるということを前提にして勤務を決めました。選ばれなかったときは通常どおりの勤務をというふうに考えていましたので、ほかの職場の方には迷惑は掛かったかと思うんですけど。今回、2か月ぐらい、3月でしたから1月頃送られてきたんですけど、大体1か月ぐらい、勤務が決まる段階でいろんな段取りをして、準備はしました。だから、それぐらいはやっぱりかかるんじゃないかと思いますが、1か月ぐらいはですね。

#### 司会者（竹田所長）

時間の関係がありますので、3番目のテーマに移らせていただきますが、審理における感想、意見で、ここは具体的にお聞きしたいのは、先ほど6番の方が少しおっしゃいましたが、検察官と弁護人の主張、冒頭陳述ですね、それから証拠調べ

の後に論告弁論が行われますが、この冒頭陳述ないし論告弁論の内容が、御理解はいただけたんでしょうけれど、分かりやすかったか難しかったかというあたり、更に御意見をお伺いしたいんですが。6番の方は先ほど、検察官の冒頭陳述が難解だったということを少しおっしゃったように思いますけれど。

裁判員経験者（6番）

感覚では分かるんですけど、専門用語ですから、ちょっと難しい用語が多かったですね。だから、こういうことですから、これはしょうがないかなと思いつつ、一般の会話とはちょっと違った、自分の中で解釈するのに少し時間がかかって、瞬時に理解するのが少し手間がかかったなということがありましたから。できればそこをもしやわらかい言葉を言ってもらえると、私みたいな人間はもっとよく理解できるんじゃないかなと思いました。

法曹三者（水野検察官）

今の件で少しよろしいですか。検察庁から多少お伺いいたします。用語的に専門用語が少し多くてということをおっしゃってましたけど、あの事件ではたしか責任能力が問題になっていて、非常に医学的な用語がたくさん出てきたと思うんですね。そのことをおっしゃっているのか、それとも、そうではない冒頭陳述の部分についても若干分かりにくい言い回しが多かったと、そういうようなことですか。

裁判員経験者（6番）

専門用語はもちろん難解な部分が最初あったんですけど、検察官の冒頭陳述の中でも、中の内容とかをおっしゃられるのにも、ちょっと難しいというんですかね、もう少しかみ砕いた言い方ができないのだろうかというような感想は持ちましたし。同じように弁護人の方のおっしゃられることも、もう少し専門用語じゃなくて、差し支えない程度でいいんですけど、一般言葉というんですかね、少し分かりやすい



ような言い回し方があれば少し助かったなと思いました。

法曹三者（水野検察官）

要するに、全体的に言い回しが少しかたいというか、余り一般ではこういう言い回しはしないのではないかという言い回しが出てきたために、先ほどおっしゃってましたけど、ぱっと頭に入ってということではなくて、いったん自分の中でそしゃくしないといけなかったのがつらかったということですね。

裁判員経験者（6番）

はい。

法曹三者（水野検察官）

ありがとうございます。

裁判員経験者（4番）

審理中にお医者さんのプリントで、例えば心神耗弱とか、そういったのは何であるというプリントを頂きました。だから、そういうふうに、我々素人には理解しにくい法的用語、こういった聞きなれない言葉はあると思いますね。そういったものは、やはりプリントしたもので、医学用語のような形のものを同時に配布してもらうとか。例えば、普通の人だったら簡単なようなことであっても、被告と言われたら何だろうかと思いますよ。だから、そういったものは何であると、加害者なら加害者でありますというような簡単なことでも、そういうものをプリントしてもらって理解しやすいんじゃないかと思います。

法曹三者（水野検察官）

結論としては、用語の説明集みたいなものをお配りしたかと思うんですが、あれ

は、だからもっとああいうことをやっていいんじゃないかという、そういうことで  
すか。

裁判員経験者（４番）

そうです。

法曹三者（水野検察官）

ありがとうございます。

裁判員経験者（１番）

審議で、自分でこういうふうになされてよかったなと思う点が、裁判で２日目か何かの、検察官の方が説明されるのに紙を配られて、画面にも出たんですけども、ブロックごとに分けてあって、ポイントにたしか色づけがしてあって、確かに難しい言葉と、証言で医師も出られて、病名の説明をされた分もあったと思うんですけども、説明文がカラフルというか、全部色がついてあるとポイントが分からないんですけども、ブロックのポイントの仕方と重要な点の色づけが、よくつくられてるなあと、たしか女性の検察の方が説明されてたのは覚えてるんですけども、あれは非常によかったなと。会社の会議でもパソコンでいろいろとつくるんですけども、やっぱり同じように、素人で分かるような説明文、あれはもっとされると、非常に短時間で分かるなというふうに思いました。

司会者（竹田所長）

では、証拠調べの関係で、御経験された事件は、例えば被害者について、被害者の供述調書を取り調べずに被害者の証人尋問だけを行ったとかは余りなかったかと思いますが、例えば被害者関係者の供述調書の一部不同意があって、同意部分を取り調べて、不同意部分の関係で証人尋問を行ったとか、それからあと、遺体の解剖

などの関係で、鑑定人の方などについては証人尋問だけを行った事件もあったかと思いますが。要するにお聞きしたいのは、供述調書、書証の取調べ、検察官の方が朗読はされると思うんですが、その内容が分かりやすかったかどうか、あるいは証人尋問を聞いてみて、証人の方のお話を直接聞いたほうが分かりやすかったかどうかあたりも是非お聞きしたいんですが、どなたでも結構ですので御意見をお聞かせいただければ。

裁判員経験者（7番）

やはり今所長さんが言われたように、普通は法医の先生が法医学用語で、こういうふうな傷で、殺されてれば、こういうふうにしてこれが致命傷になったとか、いろいろ言われると思うんですけども、余りにも専門的過ぎるという点はあると思うんです。ですから、私の感想としましては、できれば実際に法医の鑑定をした先生に来ていただいて、実際にお話をしていただいて、それに基づいて質問をさせていただけると、より分かりやすいんじゃないかというふうに今回は思いました。

裁判員経験者（2番）

私が関係したところでは、解剖を担当された専門のお医者さん、特に長年そういうことをやられてる方が非常に克明に、図面も何枚も利用しながら説明されましたが、それがやはり大きな決め手になってきたと思います。非常によかった、分かりやすかったと思います。

司会者（竹田所長）

2番の方は、母親とお兄さんについて、供述調書の、これは一部不同意ですかね、同意部分を取り調べて証人尋問も行ったんでしょうか。

法曹三者（長倉裁判官）

一部取り調べて、残りは証人尋問という流れだったですね。

司会者（竹田所長）

そうすると、供述調書の取調べ、検察官が朗読されるのと証人尋問で直接お聞きしたのとを比較してというのは、お話は特には。

裁判員経験者（2番）

ありましたよ。この証人の方は、お母さんとお兄さんが出られまして、特に大きな違いはありませんでしたけど、やはり証人が直接述べられるのは、感情がこもってますし、臨場感がありますし、その場の詳しい状況が克明に話されますので、やはり我々における印象としては、直接本人の証言者の説明は非常に訴えるものがありますね、真実味といいますかね。それが結局、検察官の方の調書の、なるほどそういうふうなことだったということも納得できたと思いますね。参考になりました。

法曹三者（長倉裁判官）

あの事件で、例えば仮に、お母さん、お兄さんの話を全部調書でやるとしたらどうだったかということを見ると、どうでしょうかね。

裁判員経験者（3番）

それはやっぱりお二人としても、たぶん自分の声で言いたかったというところはあるのではないかなとは思いましたけどね。密室とは言いませんけども、検察庁で調書をとられるというのと、やっぱりオープンになった場で自分の思いを発言するという意義はあったんだと、私たちに対するインパクトはあったのかなと思いましたが。

法曹三者（長倉裁判官）

あと、被害者の関係だと、被害者参加があった事件が1件ございますけど、その関係もちょっと関係するのでここでちょっとお聞きしたいんですけど、6番さんと7番さんの事件では、被害者の女の子のお父さん、お母さんの供述調書を取り調べて、更にお父さん、お母さんが被害者としての心情意見の陳述というのがあったと思うんですけど、調書だけで感じた印象と、そういう被害者の方の心情意見の陳述を聞いて受けた印象というのを仮に比較するとすれば、どちらのほうが分かりやすいというふうになるとかというのをお聞きできたらと思うんですけど。

#### 裁判員経験者（6番）

僕は、被害者の御両親の言葉というのがすごく重たかったし、その前に検察官の方の供述調書の中で一問一答のを出されておられたと。あれは非常に分かりやすかったし。こういうことは自分でも仕事をしながら、そういうふうにするともっともっと記録として残りやすいなというのもあったけど、それとを見ながら、御両親の切々と訴えられておられた姿というのはものすごく胸が痛んだし、だから余計に、一番最初感想で申しましたように、地域に帰って何か僕がお手伝いできることがないだろうかというふうな感覚も芽生えたということも事実なんです。あの件に関しては、僕はよかったと思います。

#### 裁判員経験者（7番）

私もやはり書面だけというか、文字だけのものよりは、やはり直接被害者の御家族が話していただいたことによって、より一層事件の重大性とかも分かりますし、ひいては被告人に対する被害者の気持ちというのも十分伝わるんじゃないかと思いますので、これは非常にいい制度だと思います。

#### 法曹三者（長倉裁判官）

どうもありがとうございました。あと、この事件の中で、被害者の方の調書だけ

を取り調べてという事件もありましたけど、放火の事件ですよ。4番の方の事件は放火ということもあったんですけど、被害者の生の言葉を聞かなかったわけですけど、その辺はどうでしょうかね。調書だけで被害者のことを考えて、被害者の生の言葉を聞きたかったかどうかというような点ですけどですね。

裁判員経験者（4番）

それはありませんよ。あれは被告が既に自分のやってる罪を認めてましたからね。あれは、そうではないということになれば大変でしょうけど、本人がやったという自供をすればいいというふうに聞きましたんでですね。それはそれでよかったんじゃないですか。

法曹三者（長倉裁判官）

どうもありがとうございました。

司会者（竹田所長）

審理の関係ではどうでしょうか、検察官、弁護士の方から。

法曹三者（田中弁護士）

2点ほどお聞きしたいことがあるんですけど、まず1点目ですが、皆さんが判断するに当たって、提出された証拠は過不足なく、十分であったか、あるいは多過ぎたのか、少な過ぎたのか、ちょうどこれぐらいでよかったということだったのかというのをお聞きしたいと思います。というのは、裁判員裁判になって、今までの裁判と証拠の出し方が大分変わったんですね。昔は比較的、関連性があればどんどん出してたというところがあったんですけど、裁判員裁判になると、証拠の量が多過ぎると裁判員の方に負担感が多くなるのではないかとということで、厳選をしようと、よく吟味して、これだけは出そうねということで出すようにしてるんです。ただ、

一方で絞り過ぎて、ちょっとここは物足りないなとか、こんな証拠があったらいいのになと思われたというようなこともなかったのかと。そういう観点からお聞きしたいなと思っています。これが1点目です。まず、そこからお願いします。

裁判員経験者（1番）

自分の件では、証拠の提出された量は、文章と写真と、適切だったと思います。写真で一番覚えてるのは、首のスカーフで絞めた死斑が右と左であって、たしか色が違ってたような。それと、検察で調書をとられた中身と、本人の過去の結婚して夫婦で苦労したという、その流れの説明だったと思うんですけども。あと、一番よかったというか、あれだったのは、解剖された先生の死斑についての説明を聞いた点だったです。特に問題はなかったです。

司会者（竹田所長）

証拠の関係で、これでは足りないんじゃないか、不足してるんじゃないかと感じられたような方はいますか。

裁判員経験者（6番）

不足とか、そういうものが量が多いかどうかというのは、私には分かりませんが、たぶん公判前の整理手続ですか、弁護士さんと検察官側のですね。ある程度、少し、前もってこういう整理が必要、程度というものがあるんでしょうけど、例えば省くようなものとか、こういうのは省いたよとか、分かりやすいものを少し教えてもらっていたほうがいいんじゃないかなという気はしました。

法曹三者（田中弁護士）

今の御意見をもう少しお伺いしたいんですけども、今の御意見は、公判前の整理手続で、こんな証拠もあるんだけど、それは余り争点と関係ないから省きまし

たというようなことを報告してもらいたかったという、そういうことなんでしょうか。

裁判員経験者（6番）

それがあればの話ですけど。あったかどうかというのは僕にも分かりませんが、そういうのが、省くような要素があったとすれば、例えばこういうのは省いたよというのがあれば、教えておいてもらったほうがよかったなと思います。

法曹三者（田中弁護士）

もしそれがあれば、どういう点がよかったと思われませんか。

裁判員経験者（6番）

もっと具体的な、自分なりに思いが巡らせたというか、審理の中にも意外に影響してくるのがあったんかも分かりませんが。

法曹三者（田中弁護士）

例えば事件のイメージがつかみやすくだとか、そういうようなことでしょうか。

裁判員経験者（6番）

はい。

法曹三者（田中弁護士）

ありがとうございます。

裁判員経験者（5番）

今6番の方が言った意見に僕も賛成なんですけど、いろいろ証拠をまとめた紙と



かをもらったんですけど、弁護人の方とかが、ほかに証拠があるなら、どういったのがあったというのを何点か上げてもらったら、裁判員の人たちでまた意見交換とかができるんで、その後に質問とかの時間もあるんで、そういったのがあるとみんな意見交換できて、更に質問もできるんで、いいかなと思います。

法曹三者（長倉裁判官）

今のだと、証拠の採否なんかも裁判員として関わってみたいというような、そういう方向の感想というふうにお聞きしてよろしいんでしょうか。

裁判員経験者（5番）

そうですね。

司会者（竹田所長）

公判前整理手続でも、争点整理で争点はこれこれだとされるけれど、争いのない部分がこれだというものを残しとけば、若干はお二人が言われたところにもお応えできるのかなという感じがするんですけど、どうですか。

法曹三者（長倉裁判官）

この事件で、この証拠は直接関係ない証拠ですとか、そういうような説明、そういうので取り調べないことにしましたというような説明があったほうがよかったということになるんですかね、おっしゃることはですね。

裁判員経験者（4番）

私の場合の放火については、灯油をばらまいたと。そのときに、ばらまいた灯油の容器に本人の指紋があったんでしょうかということをお尋ねしたんですけどね。被告はもう自分がやったということをおっしゃるから、それは必要ないんだとい

うことをお聞きしたんですけどね。だけど、例えば過去において誤審があった場合でも、それは無理やり自供させられたというような事例もあったと聞いたこともあります。だから、被告がそうだとおられても、やはりボトルの指紋があるかないかということも必要ではなかったかなとは思いましたけどね。だから、そういった物的証拠というもんも、とれるものはとつとかなきゃいかんのじゃないかと思えますがね。

法曹三者（長倉裁判官）

重要な裏付け証拠というようなことになるんですかね。そういうのについてはやはり見ておいたほうが安心すると、そういう御意見ということで。分かりました。ありがとうございました。

法曹三者（田中弁護士）

ここが弁護士会としては一番お聞きしてみたいという点なんですけれども、皆さんは裁判員に選任された直後に、裁判官から、刑事裁判のルールの説明を受けられたと思うんです。その刑事裁判のルールこそが一番弁護人にとって大切な部分で、是非頭に入れておいた上で審理に臨んでいただきたいという大切なところなんですけれども、そのルールの内容を覚えてらっしゃるでしょうか。まず、証拠に基づいて裁判しなければいけないんですよと。犯罪事実があるということの立証責任が検察官にあるんですよと。じゃあ、どこまで言えば立証できたかというのは、皆さんの常識に従って判断して間違いないと言えるかどうかであるというような説明があったはずなんです。そういう刑事裁判のルールというのがどこまで理解できて、審理のときや評議のときにどこまで意識されていたかなというのを教えていただきたいと思えます。

裁判員経験者（7番）

私は、裁判官からお聞きしたように、法廷で提示されて証言されたというのが証拠として採用されるということでしたので、それに基づいて、例えば証人がしゃべらなかったとか、そういったのは証拠にならないというふうになるというふうに思いましたので、それは、参考にはしましたけど、証拠としては考えないで審理に加わりました。

司会者（竹田所長）

今おっしゃった内容は、検察官の冒頭陳述でこうこうという主張がされてるけれども、実際の証人尋問を聞いてみれば、それに沿う証言がなかった場合は、検察官が冒頭陳述で主張したことは考えないことにしたということによろしいですね。

裁判員経験者（7番）

はい、証拠として考えないということにしました。

裁判員経験者（6番）

今7番の方がおっしゃったとおりですけど、裁判員裁判で一番きつかったのがそのとこなんです。自分の一般常識の範囲ではこれはNGだろうというような判断も証拠と採用されないという、なぜという疑問と、ああという、その辺の思いが裁判の中で一番自分で悩んだというんですか、重荷になったところでございまして、それは十分に気をつけて審理させてもらったと僕は確信しております。

法曹三者（水野検察官）

私の事件じゃないので若干分かりにくかったんですけども、今おっしゃったのは、一般的に常識的に考えて普通こういう判断をするだろうと思っても、証拠がないとかいうことであれば、それは認定できないという原則は厳格に守ったと、そういう御趣旨ですね。

裁判員経験者（6番）

はい。

法曹三者（田中弁護士）

そこら辺の刑事裁判のルールというのが、説明が選任された直後に1回あるのは私たちは分かってるんですけども、その後また何度か説明があるのかとかいうのは全く私たちには分からないんですが、そういう説明というのは、何度か繰り返し注意喚起的にあったほうがいいと思われるか、今のやり方で十分というふうにお考えになってらっしゃるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

裁判員経験者（7番）

それにつきましては、それぞれ証言があった時点で、この証言は証拠になりますとか、今の証言は証拠になりませんか、具体的に言っていただくと、今後の審理というのは、評議といたしますか、やりやすいと思います。

法曹三者（水野検察官）

今の御質問は、たぶん審理の過程の中で刑事裁判のルールが繰り返し説明されていたのかとか、そういうことだと思っんですけど。どうなんですか、私たちは確かに、当事者は全然分からないところなんですね、そこは。

裁判員経験者（6番）

僕は結構あったと思います。これはいいですよとか、これはだめですよというよな、評議のときに裁判官の方から説明も受けたことも僕は記憶しておりますし、だから余計に厳格に、自分なりに思いよったことがあったと思いますから、再三、大きくこれですよというんじゃなくて、評議の流れにおいて、オーケーだとかNG

だとかいう判断はやりやすかったと思いました。

法曹三者（水野検察官）

2点だけお伺いいたします。まず、1点目は、裁判員の方の中で恐らく4番から7番の方が経験されたことだと思うんです。責任能力という概念が公判の中で出てきたと思うんです。恐らく問題になったのが鬱病とアルコール、それから統合失調症だと思いますが、いろいろと専門用語が幾つか出てきたと思います。判断の枠組みがあったりして、率直な感想をお聞かせいただきたいんですが、責任能力の話が突然、審理が始まって冒頭陳述の中で出てくるわけなんですけれども、それを聞いていて、検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述を聞いていて、どの程度理解ができたかと。検察庁としては非常に興味があるところでございます、今後の裁判員の裁判に生かすためにも、その点、率直な御意見をお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者（4番）

たまたま私は友人に医者が多いもんで、そういった用語は理解できたんですけど、やはりそういった心神耗弱だ何とかという、いろいろありますけど、そういった専門用語というのは、あれは、もしああいうプリントがなかったら、全く理解できない方もいますよ。だから、それは絶対必要だと思いますね。だから、それと同じように、さっき申し上げたように、やはりいろんな、この中でも、例えば審理というのは何であるかということも、中に入って状況でもって、ああ、これだなとつかめるけど、いきなりマイクを通行人に出して、審理って何ですか、すぐ答えられませんか。それはどっちみち素人の集団ですからね。だから、そういったキャリアでなられてる、法律のことを勉強なさった方だったら簡単だと思いますけど、それは理解できる人とできない人は大きな開きがあります。

法曹三者（水野検察官）

5番の方は特に、審理の中でいわゆる鑑定医というのが出てこなかったと思うんですが、それでもいわゆる複雑醜聞とか単純醜聞とか、いろんな言葉が出てきたと思うんですけども、その点はいかがでしたか。

裁判員経験者（5番）

多分、複雑醜聞とかだったら、何かグラフみたいなもので出たと思うんですけど、やっぱりグラフだとちょっと分かりにくかったのもあるんですけど、耗弱とかは説明があったんで、言葉で書いてあったんで分かりやすかったですけど、グラフで出されてもちょっと分かりにくいところがありましたね。言葉で書かれていたほうが、僕たちからしたら分かりやすかったと思います。

法曹三者（水野検察官）

今グラフとおっしゃってるのは、審理の中で表みたいなものが出てきたと思うんですね。判断要素みたいなのがあって、一覧表になってるのがあるんです。あれのことをおっしゃってるんですか。

裁判員経験者（5番）

そうですね。

法曹三者（水野検察官）

だから、それのみだと、この表が何を意味してるのかというのが伝わりにくいということでしょうかね。

裁判員経験者（5番）

そうですね。やっぱり言葉も添えて書いてあると分かりやすかったと思います。

法曹三者（水野検察官）

これはこういう意味なんですよということがあったほうがいいのではないかと。

裁判員経験者（5番）

はい。

法曹三者（水野検察官）

統合失調症の点はどうでしたですかね。

裁判員経験者（6番）

言葉の意味というのは、大体は理解はしておりましたけど、証人のお医者さんが言われてるのを聞きながら、僕は僕なりに理解は、もちろんあの説明がなかったら理解できていなかったと思うんですけど、ある程度は理解できたと思います。

裁判員経験者（7番）

責任能力って、こういう専門用語に関しては、前もって裁判官のほうから、責任能力とはこういうもので、完全責任能力とか、いろいろ説明がありました。それで、どういったものかというのは理解できました。しかし、それは理解できたんですけど、それを証明するためには、今回我々の裁判では鑑定人がありましたけども、やはり鑑定人というのは必要かと思いました。できれば、今回は1人でしたけど、場合によっては2人、複数あれば、それがいいんじゃないかというふうには思っています。

法曹三者（水野検察官）

今の御意見は、やはり鑑定人、精神医学の専門家なわけですが、鑑定人がいないとなかなか十全に理解はしにくいのではないだろうかという、そういう御趣旨でよ

るしいですね。

裁判員経験者（7番）

そうですね。やはりある程度の判断というのはできるんですけども、それをより具体的に確信に近づけるためには、そういった専門家の意見というのは是非とも必要だと思います。

法曹三者（水野検察官）

ありがとうございます。

法曹三者（田中弁護士）

その専門家の意見がお一人じゃなくて、できれば複数あったほうがいいとおっしゃったと思うんですが、それはどうしてでしょうか。

裁判員経験者（7番）

精神鑑定というのは、私の考えとしては、非常に難しいと思うんです。人間が人間を見るわけですから、結果として同じ結果になったとしても、やはり見る人によっては、見る視点とといいますか、診察する視点というのは違うと思うんです。実際、同じ鑑定人が同じ期間に鑑定するというのはなかなか難しいので、そのときの状況というか、精神状態を鑑定するというのは難しいとは思いますが、やはり今言ったように、違った見方もあるんじゃないかということを考えれば、複数あったほうがいいんじゃないかと思います。

司会者（竹田所長）

具体的な証拠調べの必要性のところまで入りましたので、複数鑑定が必要かどうかは裁判官裁判でも難しい問題がありますから、その点はこれぐらいにさせていた



だきまして。時間が迫ってきたんですが、評議における感想、意見の関係で、おそらく担当していただいた裁判員裁判の事件では評議にかなりの時間をとられたと思いますので、十分な評議がされたとは思いますが、もし、もう少し意見を言いたかった、あるいは評議を尽くしたかったというところがあれば、どなたでも結構です、おっしゃっていただきたいと思います。それから、もう一つの問題は、評議の経過、それから内容等の守秘義務の関係をどう思われてるかということで御意見をお伺いしたんですが、どなたでも結構です。

裁判員経験者（6番）

守秘義務というのはもちろん大切なことですし、僕自身はそんなに負担は感じませんでした。周りが、それはNGだろうと気を逆に遣ってくれて、事件の内容は、公になってるものはみんなが知っているからいいですけど、それ以上は聞いてこないというのがあつたし、自分からあえて言う気持ちも毛頭ございませんし、それは僕自身は、きちっと守れると確信しております。

司会者（竹田所長）

どなたか、もうお一方いかがでしょうか。

裁判員経験者（5番）

僕の場合、会社でも下のほうなんで、僕が裁判に出てるのを知ってるんで、先輩とかがからかう程度、いじり程度で、おまえ、どうやったんかみたいな感じはありましたけど。やっぱ、まあ、守秘義務はちゃんと守れていけたと思います。

司会者（竹田所長）

大分予定の時間を過ぎてしまいましたけれど、5番目と6番目をまとめまして、判決書き作成の過程で、裁判員の方々の意見が判決書きに反映されたかどうか、も

う少し評議の結果なり意見を取り入れてほしかったというところがあればおっしゃっていただきたいと思いますし、最初のところで何人かの方がおっしゃっていただきましたけれど、6番目の今後裁判員を務める方々へのメッセージ、裁判員を務めるにはどのような心構えで臨めばいいか。それから、御自身もう一度裁判員に選定されたらやってみたいとお考えになるかあたりを最後にお聞かせ願いたいと思います。どなたでも結構です。

#### 裁判員経験者（7番）

私たちの裁判では、十分判決文に、評議した我々裁判員の意見が尊重されて入れられたと思いました。あと、これから裁判員になられる方に対しては、私が裁判が終わった後、記者会見の様子がテレビで放映されたんですけど、それを見て、あっ、裁判員やったんですねという、私の行きつけの理髪店の店主からも言われたんですけど、その人が、裁判員に選ばれたら法律の勉強を一生懸命しなきゃいけないんじゃないかというようなことを言われました。ということで、一般の方には、裁判員になったら裁判官の方のように法律を知っていないといけないんじゃないかというような認識があると思います。ですから、これから裁判員になられる方は、ふだんの自分の意見をきちんと言われればいいということをお願いです。

#### 裁判員経験者（1番）

裁判員に、6か月ぐらい前だったかな、はがきが来て、希望しますかどうかというのが最初来たと思うんですけども、返事を書くときにたぶん自分で思うのは、人を結局裁く一人になるわけなので、裁いていいのか、人間的に裁ける素質があるのかというのが一番重いんじゃないかなと思うんですね。その刑がどういった刑に当たるかというのも。選ばれるかどうかというのは、5番の方が言われてたように、40人来て、何か紙に書いて提出されてその中から、そのときはそういうことは分からないですから、本当に返事を書いて、本当にそういう立場に立てるかどうかと

というのが、それが一番じゃないかなと思うんですね。でも、社会の秩序を守る一員にならなくちゃいけない。国家の形成の一端でもあるなど。1か月くらい迷って返事したんですけど。心の負担は、実際やってみて、最初に言いましたけれども、思ってるよりもはるかになかったという。心の負担はそんなにないですよということアピールしたほうがいいかなとは思いました。

司会者（竹田所長）

ありがとうございます。予定の時間を過ぎてしまいましたが、今日冒頭にお話したテーマに限らず、裁判員を経験して、どうしてもこれだけは言っておきたいという方があられましたら、どうぞ。

裁判員経験者（3番）

この間もテレビで見たからというのもあるんですけど、やっぱり選ばれる方も人間、人それぞれですよ。今日お聞きした範囲では、そんなに負担感は感じておられない方かなと思うんですけども、やっぱり人によってはものすごく、事件にもよるでしょうけども、通常のレベルの事件であってもものすごく悩んで、かわりに職場での立ち位置が難しくなって悩んでしまって、精神的に云々かんぬんとかいう方もおられるやに見ましたのでですね。当然考えておられるんでしょうけども、やはりその辺のケア、サポートを組織としてやっていただかないと。知識は余り必要ないと思うんですね。これは市民の常識の感覚でマルかバツかでいいと思うんですよ。だから、やっぱりその辺の体制はしっかりと整えていっていただいたほうがいいのかなとは思いましたけど。

司会者（竹田所長）

裁判所のほうでも、そういう点は考えておりまして、メンタルの関係ですね、ちょっとお話しいただこうかと思います。

法曹三者（長倉裁判官）

一応メンタルサポートとか，そういうことをさせていただいてると思います。恐らくメンタルサポートというのは，それでもまだ仰々しいと，もっと気軽にというような御趣旨も含まれてるのかなというふうに伺いましたので，そういうものを，これからその御意見を反映させていきたいと思っております。

司会者（竹田所長）

最後に，参加していただいた裁判官，検察官，弁護士から一言ずつお話をさせていただきませんか。

法曹三者（長倉裁判官）

やはり私たちは，どうしてもこれまでのやり方というのがありまして，そういう面から，今日は皆さんの御意見を伺えて，本当に参考になりました。どうもありがとうございました。

法曹三者（水野検察官）

長倉部長と同じような感想を持っているんですが，いささか耳が痛いところも，やはり当事者の一人として，特に冒頭陳述，論告はもっともっと工夫が必要なのかなという点もございましたし，今，議論になっています，証人なのか調書を取り調べるのかという点についても，できれば証人を調べたほうがいいのではないかなという御意見が割と多かったように先ほどは思いますので，検察庁の立場を一言ここで説明をさせていただきますと，証人の中には，例えば被害者の御両親のように，是非とも法廷で言いたいという方ばかりではないんですよね。できればもう被害のことは思い出したくないと，法廷でできれば証言をしたくないとおっしゃる方も，というかこちらのほうが普通は多いんですね。それが例えば，先ほど4番の

方がおっしゃったように、事実が争われておれば、それはやむを得ないということでこちらもお願いして出てきていただくわけですが、事実が争われていないときに、法廷に出たくないというふうに言ってる人を、特に性犯罪なんかはその最たるものなんですが、法廷に出てきてもらって、書類があるのにわざわざしゃべってくださいとなかなかお願いが、こちら難しいことがあるということはちょっと御理解しておいていただいたらいいのかなというふうに思いました。

法曹三者（田中弁護士）

今日は本当にどうもありがとうございました。5番の方に、私が担当した事件でしたので、具体的にどこがいけなかったのか教えてもらいまして、参考になりました。時間の関係でいろいろ聞けなかったので、きっと記者の方から聞かれると思いますけれども、この制度をよくしていくためには、やっぱりもっと参加しやすい環境をつくっていかないといけないんだろうと思って、そういうところについても、弁護士会としても、今後、力を尽くしていきたいと思ってますので、そのためにはやはり皆さんが、ここが問題なんだと、ここをもっとよくしてほしいんだということ声を上げて言っていただきたいなと思います。ありがとうございました。

司会者（竹田所長）

ありがとうございました。これで意見交換会を終了させていただきます。

司会者（中島総務課長）

ただいまより報道機関による質疑応答を始めたいと思います。最初に、事前に代表質問を幾つか頂いておりますので、こちらから御質問いただければと思います。

司法記者クラブ幹事社A（a記者）

報道各社に事前に質問を募りまして、代表質問という形で質問させていただきます

す。まず1点目なんですが、裁判員制度の課題というところで、かなり話には出てきたと思うんですが、改めて、裁判員制度の制度上最も問題だと思われる点というのを経験者の方にお伺いしたいと思います。1番の方からお伺いしてもよろしいですか。

裁判員経験者（1番）

事件の内容と評議の期間かなと思うんですね。事件の内容によっては、1週間で本当に審理していいのか、証人質問が1回で、何回かあると思うんですけども、その期間と内容とが一番かなと思っています。

裁判員経験者（2番）

今回の場合であれば、私は直接関係なかったですけども、やはり責任のある職場にあられる方は、1週間なり2週間というのは、なかなかすぐには抜けにくい、予定がきちんと立てられれば大丈夫でしょうけれども、そこが割と大きいかなという気がしますね。

裁判員経験者（3番）

私も皆さんと同じく、やっぱりいきなり休めないという方が大半だと思いますね。その辺をどうやっていくかというようなことをお願いしたいなとは思いました。

裁判員経験者（4番）

出頭という言葉で皆出てるわけなんでね、出頭という重い言葉なんですね。だから、何ていいですかね、何か方法はないものかと思いますね。

裁判員経験者（5番）

やっぱり仕事関係と交通の便ですかね。そこが少し課題かなと思いました。

裁判員経験者（6番）

僕なりの課題というのは、やっぱり最長10日、これ以上過ぎたら、勤め人はちょっときついなと思います。その辺の選任のこともちょっと配慮していただきたいなと思います。

裁判員経験者（7番）

私も、裁判の期間ですね。我々のときは約2週間にわたっていましたので、やはり2週間ぐらいが限度だと思います。あと、山口県は広いというのもありまして、例えば山口市内に住んでる方はいいんですけども、岩国市とか萩市とか、遠くから来られる方にとっては、距離的な負担というのが大きいと思います。

司法記者クラブ幹事社A（a記者）

ありがとうございます。2つ目の質問なんですが、報道機関ということで、裁判中の報道に対して、どのように見ていたかというのと、どのように接するようにしていたかというのと、それと公判との関係を、教えていただける範囲で教えていただきたいなと思います。7番の方からお願いしてもよろしいですか。公判中のニュースだったり報道に対する見方です。

裁判員経験者（7番）

やはり我々の裁判もかなり注目されてしまったので、毎日、新聞、テレビは余り見なかったんですけど、新聞で一応読んで、しかも、いろんな新聞を見て、注目されているんだなというふうには思いました。

裁判員経験者（6番）

当然、自分が担当しとるというか、関わったことに対しては、ものすごく興味が

ありますし、付随するような事件までもものすごく気になって読み始めましたということは事実です。

#### 裁判員経験者（5番）

裁判中はなるべくこの事件に対するニュースとかは余り見ないようにして、裁判が終わって、どのように書かれてるのかなというので興味があって、見たりしていました。

#### 裁判員経験者（4番）

よくテレビの映像で、裁判官、裁判長が映像に出ますけど、あれは必要ないかと思えますね。裁判官の方たちが例えば参議院の全国区に出るんだったらいいかもしれませんが、あれは余りメリットはないと思えますね。

#### 裁判員経験者（3番）

公判中は普通に新聞、テレビも普通にちらっと映像も見ましたが、でも家に帰ってからは極力私は切り替えるという、ふだんからそういうスタンスですんで、余り夜寝るときまでとか、そういうことはなかったですけどね。一部のそういう報道を見て、何か自分の考えが、どうしようかなと、そういうことはありませんでした。

#### 裁判員経験者（2番）

新聞は見ましたが、テレビは残念ながら見る機会はありませんでした。新聞を見て、全く皆さんと同じです、それでどうこうということは特にありませんでした。

#### 裁判員経験者（1番）

裁判中は新聞は見ませんでした。終わってから、日にちの新しいのから逆読みし



ました。

司法記者クラブ幹事社 A ( a 記者 )

ありがとうございます。途中、廷内映像の話も出てきましたが、それでは最後に 1 つ質問させていただいて。裁判後、例えば控訴であったり、判決の確定だったり、そういう情報があると思うんですけども、そのような情報というのをどのようにして自分で手に入れて、あるいは手に入れる手段がないとかということであれば、そに対するもし御意見があればというふうにお伺いしたいと思います。1 番の方から順にお願いしてもいいですか。

裁判員経験者 ( 1 番 )

新聞でその結果を、控訴とかもなかったもので、特になかったんですけども、ほかの裁判で、たしか控訴されて、もう一遍審議があったというのがあったんです。そうなるのかなり複雑な心境だと思いますけれども、今回はありませんでした。

裁判員経験者 ( 2 番 )

私の関係したところでは、判決後、その日のうちに控訴しないということを伝えられましたね。そういう点では、ある意味でよかったと、納得されたのかなという気持ちで受け入れられました。

裁判員経験者 ( 3 番 )

同じ事件でしたので、被告が否定してたとか、そういうことはありませんでしたんで、ああ、控訴しなかったんだなということで、すんなりと終わったということです。

裁判員経験者 ( 4 番 )

新聞等，報道には全く出ていませんでした。分かりません。

裁判員経験者（５番）

新聞などは見てないんですけど，インターネットで見たので載ってたので，情報はあったと思います。

裁判員経験者（６番）

私が関わったのは控訴されたと思います。それは新聞で見ました。となると，気持ちの面では少し引きずりもごさいますのは事実だと思います。

裁判員経験者（７番）

やはり後がどうなるかというのが気になってましたので，毎日，新聞を見ていましたけども，１週間か１０日ぐらいに，控訴したというのを新聞で知りました。

司法記者クラブ幹事社 A（a 記者）

ありがとうございます。では，代表質問は以上なんですが，各社さんから質問があれば。

B 新聞（b 記者）

B 新聞の b と申します。２問あるんですが，１問目は，昨日，東京のほうで裁判をされた方が提言書という形で１３項，こんなふうに変えたらいいんじゃないかというものを各裁判所に，こちらの山口地方裁判所にも持ってこられたんですけど，その方が言っていたのは，終わった後に経験者同士での交流が余りないので，あったほうがいいのではないかと。山口県ではグループのメンバーに入っている人は今のところいないという話をされていたんですが，経験されてみて，今日のような公の場だけでなく，交流や意見交換をする場があったほうがいいと思うか，又は今ま

でそのようなことをされていたかということも順番に教えていただきたいと思います。1番の方からお願いします。

裁判員経験者（1番）

交流はないですね。だって、審理中も住所とかも秘密なので知り得ない。だから無理ですね。それをするのであれば裁判所が音頭をしないと、それはできないと思いますけど。

B新聞（b記者）

あったほうがいいとは思われますか。

裁判員経験者（1番）

先ほど、私は性格的な面もあるかもしれないけど、心の負担はなかったんですけども、負担がある事例とか、負担のある方はしたほうがいいと思いますね。長く一人で悩んでるよりも、同じような人が。そのときには、長倉さんも言われてましたけど、フォローされるということなので、そういう点では、あったほうがいいと思います。

裁判員経験者（2番）

裁判員の間でその期間中、十分に私は話合いができたし、結構、和気あいあいというところまでいかないかもしれないけれど、かなりの程度、皆さん意見交換ができたから、裁判中は別に、以外の話はむしろすべきでないというふうな気がしますね。その後のことについて、話合いの場があればそれなりにいろいろあるかもしれませんが、結構1週間の間、十分いい勉強会、いい指導を受けて、非常にそれがよかったと考えております。

裁判員経験者（3番）

そういう話合いの場がということで言いましたら、やっぱりその人の属人的な部分とか価値観の部分だと思うんですね。ないよりもあったほうがいいとは思いますが、今1番の方がおっしゃられましたように、どこの誰ですかというのは分からないですから。積極的にそういう場に申し込むという人は少ないと思いますけども、そこを裁判所であるのか、それに関係の組織がサポートして、そういうふうに行っていくというのがあったほうがいいのかなとは思いますが。

裁判員経験者（4番）

全て番号で呼び合っていましたので、どこの誰とも分かりませんし、また知る必要もありませんでした。

裁判員経験者（5番）

僕はこうやって意見交換というのはあっていいと思うんですけど、裁判に出る人は年がみんなばらばらなんで、それぞれ裁判が終わってから思うこともあると思うので、こういうのがあるとその思ったことが言えると思うので、やっぱりあったほうがいいと思います。

裁判員経験者（6番）

1番の方が言われたんですかね、メンタルな部分が必要と思われる方のみぐらいをさらっと言われたと思うんですけど、余り僕は必要性を感じてないんですけど、その事件その事件で終わったら、自分なりに一生懸命やったと思えば、僕はそれでええんじゃないかなと思います。

裁判員経験者（7番）

私も事件後、特に裁判員だった人との交流はありませんでした。実際、交流の必

要性というのではないと思います。もしも，そういう裁判員になった何かの交流をしようと思えば，これから裁判員になられる方と裁判員になった人での交流というか，意見交換会みたいなのがあれば，より裁判員制度が広まっていくんじゃないかとは思いますが。

C 新聞（c 記者）

C 新聞の c と申します。1 つお伺いしたいんですが，今日の話の中で，仕事を理由に負担に感じての方が結構おられたんですが，それ以外に精神的な負担という意味で，最大何週間，何日間，公判に出続けることができるかということをお伺いしたいと思います。1 番の方からお願いします。

裁判員経験者（1 番）

自分は 1 週間ですね。定年になったら大丈夫です。

C 新聞（c 記者）

それは仕事があるからという意味ですか。

裁判員経験者（1 番）

そうです。

C 新聞（c 記者）

それ以外で，精神的にやっぱり，夜も眠れないとかは。

裁判員経験者（1 番）

それは事件の内容によると思うんですね。今回の自分の事件は全然尾を引かなかったし，一番最初に話しましたけども，終わって，仕事場に行って 3 時間か 4 時間

残業して、戻って、また朝2時間ぐらい業務をこなしてこっちに来てましたから、非常に逆に忙しかったですね、普段より。

#### 裁判員経験者（2番）

私は定年後でしたから、そんなには、特別な負担は何もありませんでした。精神的負担もほとんどなかったです。皆さんとよく話し合いできましたし、何回も言いますけれども、裁判長さん、判事の皆さんから、いろいろ適切な指導を受けて教えていただきましたから、よかったと思います。ちょうど1週間でしたから、まあよかったのかなという。もちろん1週間はかなり張り詰めた気持ちでずっといましたけれど、まあ1週間は非常によかった、ありがたかったと思います。今後、もしチャンスがあったら、僕は受けてもいいという気持ちではあります。そういう方が少し、できるだけ大勢の方が経験されるといいと思いますけれども、やっぱり何人か、そういう方が出てくると、だんだん、多少はレベルも、なれたという意味ではレベルも上がってくるかもしれないし、考え方もよくなるかもしれない。

#### 裁判員経験者（3番）

私は会社員ですから、やっぱり休めるかということ言えば1週間だと思いますし、精神的にということからすると、これは経験してないからですけども、たぶん2週間ぐらいが限度かなと思います。

#### C新聞（c記者）

それは2週間が限度というのは、やっぱり精神的に負担が続いていくのが2週間以上続くとだんだんきつくなっていくという。どういった心境なんでしょうか。

#### 裁判員経験者（3番）

特にそれは、精神的な、メンタルな部分ですから、本当に人によると思うんです

けども。じゃあ、人間って一月も耐えられないだろうというのが、今まで生きてきた感じですね。

裁判員経験者（5番）

今回の裁判では、別に精神的にはきつくなかったんですけど、その辺も、日数をこなしていないので分からないんですけど、1番の方が言ったとおり、その事件にもよると思うんで、今のところは、どのくらいというのは分からないですよ。

裁判員経験者（6番）

私が担当した件に関しては、仕事面においては10日ぐらいが限度かなと思うんですけど、精神的には全く問題なかったですし、これが例えば1か月続いても、僕は精神的にはどうもないだろうと思う。これも仕事の一環だというふうなイメージでおりましたから、その辺の苦痛は全くないです。

裁判員経験者（7番）

私の今回の経験からすれば、1週間が集中するベストの期間じゃないかとは思いました。でも、1週間で過ぎれば、あと3週間程度は大丈夫かなと思います。

C 新聞（c 記者）

ありがとうございました。

司会者（中島総務課長）

ほかはございますか。余り時間がないですけど、よろしいですか。じゃあ、以上で質疑応答を終わらせていただきたいと思います。本日はどうも御苦労さまでした。これで終了したいと思います。ありがとうございました。

法曹三者（長倉裁判官）

最後に、私のほうからお礼の挨拶をさせていただきます。本当に今日はお忙しい中、それから遠方から、わざわざこの地方裁判所までおいでいただきありがとうございます。裁判員裁判も3年になろうとしております。私たちも分かりやすい裁判、裁判員の方に負担の少ない裁判、それから充実した裁判ということを目指してやっておりますけれど、なかなか私たちでは気付かないというような話もありまして、今日は大変貴重な話を伺うことができました。今日の皆さんのお話を今後の制度のよりよい改善に是非生かしていきたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。